

平成27年2月9日

平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る  
特例措置について（お知らせ）

国土交通省は、平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が、平成26年4月から適用している公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比べ大幅に上昇したことに伴い、特例措置を講じることとしました。

については、当公社においても、次のとおり同様な措置を講じることとします。

#### 1 対象工事

平成27年2月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して  
予定価格を積算しているものを対象とします。

#### 2 請負代金額の算出方法

変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次のとおりとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

（問い合わせ先）

企画調査部 技術管理課

電話 082-508-6832